

政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

平成 25 年 6 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約する事項

(1) 役務の名称

感謝状揮毫業務

(2) 役務の内容

寄附いただいた方への感謝状交付のための揮毫業務

(3) 役務の提供を受ける期間

平成 25 年 6 月 10 日 から 平成 25 年 6 月 18 日

2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
- ・ 役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

3 契約の相手方の決定方法

- ・ 該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 その他